

事業運営上の留意事項

指定に関すること

- ・ 指定後の各種手続について 1 2 3 ~ 1 2 4

その他

- ・ 身体的拘束について 1 2 5 ~ 1 3 3
- ・ 地域密着型サービス利用に係る条件について 1 3 4 ~ 1 3 5

指定後の各種手続きについて

◆ 変更の届出、介護給付費算定に係る体制等に関する届出

1 変更届出書の提出

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設は、当該指定（開設許可）に係る施設の名称、開設の場所、開設者の名称、運営規程等厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に「変更届出書」の届出が必要です。「変更届出書」に必要書類を添付して届け出てください。必要書類や届出方法は寝屋川市福祉部指導監査課のホームページで確認してください。

2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出

指定時に届け出た「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の内容を変更する場合（新たに加算を算定する場合や加算の区分を変更する場合等）は、届出が必要です。届出があった日が月の初日であれば当該月から、月の初日以外であればその翌月からの算定となります。

◆ 指定（開設許可）の更新

指定事業者として事業を実施するためには、6年ごとに指定（開設許可）の更新が必要です。指定（開設許可）の更新を受けなければ、指定（開設許可）の効力を失い、介護報酬が請求できなくなります。

（例）

新規指定（開設許可）日	令和3年4月1日
有効期間満了日	令和9年3月31日
更新日	令和9年4月1日
更新後の有効期間満了日	令和15年3月31日

1 更新の手続

更新手続きが必要な事業者については、寝屋川市から郵送で更新申請のご案内を送付します。必要書類をそろえ、案内文記載の日時に来庁してください。審査後、更新指定書を郵送にて交付します。なお、各事業者におかれましても更新時期の把握に努めてください。

2 更新に当たっての留意事項

事業者（施設等の開設者、開設者の役員、施設等の管理者）が指定（開設許可）更新に当たり欠格事由に該当している場合は、指定（開設許可）の更新が受けられません。

◆ 様式及び添付書類

変更届出書、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の様式や添付書類等は、寝屋川市福祉部指導監査課のホームページに掲載しています。

◆ 指定・更新に係る手数料

指定（開設許可）申請や指定（開設許可）更新申請の際には、手数料が必要です。

	新規指定（開設許可）	指定（開設許可）更新（6年ごと）
指定介護老人福祉施設	30,000 円	16,000 円
介護老人保健施設	63,000 円	16,000 円
介護医療院	63,000 円	16,000 円

身体的拘束について

- 身体的拘束と高齢者虐待との関係
「緊急やむを得ない場合」ではない身体的拘束は
高齢者虐待に該当します。

- 「緊急やむを得ない場合」の要件

「切迫性」：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「非代替性」：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「一時性」：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記3要件を同時に満たすことが必要です。

- 「緊急やむを得ない場合」の手續

- 1 担当の職員又はチームではなく、施設（事業所）全体で判断する。（他の方法がないか検討する。）
- 2 身体拘束の内容・目的・時間・期間等を本人や家族に十分に説明し同意を求める。
- 3 常に観察、再検討し、3要件に該当しなくなった場合には速やかに解除する。
- 4 身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

● 身体的拘束等の適正化を図るための措置

- 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底すること
- 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 3 介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、上記のすべての措置を講じていなければなりません。

(参 考)

身体拘束廃止未実施減算の適用について

1 身体拘束禁止規定について

対象事業について「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」旨規定されている。

なお、「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体的拘束等を行う場合においても、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められる。

【対象事業】

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ○（介護予防）短期入所生活介護 | ○（介護予防）短期入所療養介護 |
| ○（介護予防）特定施設入居者生活介護 | ○ 介護老人福祉施設 |
| ○ 介護老人保健施設 | ○ 介護療養型医療施設 |
| ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護 | ○（介護予防）認知症対応型共同生活介護 |
| ○ 看護小規模多機能型居宅介護 | ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| ○ 地域密着型特定施設入居者生活介護 | ○ 介護医療院 |

2 身体拘束廃止未実施減算における基準・解釈通知等

（以下、介護老人福祉施設についての基準・解釈通知等を記載しているが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人保健施設・介護医療院等についても同様の内容である。）

① 基準（平成 12 年厚告 21） 別表 1 注 4

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

＜厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示 95 号） 86＞

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 11 条第 5 項及び第 6 項又は第 42 条第 7 項及び第 8 項に規定する基準に適合していないこと。

【減算対象事業】

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ○ 介護老人福祉施設 | ○ 介護老人保健施設 |
| ○ 介護療養型医療施設 | ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| ○ （介護予防）特定施設
入居者生活介護 | ○（介護予防）認知症対応型共同生活介護 |
| ○ 地域密着型特定施設
入居者生活介護 | ○介護医療院 |

② 解釈通知（平成 12 年老企 40）第 2 の 5(5)

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第 11 条第 5 項の記録（同条第 4 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第 6 項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束の適正化のための指針を整備していない、又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出※した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

※ 「記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出」の“速やか”とは？

…改善計画の提出日は記録を行っていない事実が生じた日（記録を行っていなかったことを発見した日）から概ね 1～2 週間程度と考える。

Q&A (平成 18 年 9 月 介護制度改革 INFORMATION vol.127 問 10)

(問) 身体拘束廃止未実施減算については、「身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から 3 か月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について減算する」とこととされているが、施設監査に行った際に身体拘束に係る記録を行っていないことを発見した場合、いつからいつまでが減算となるのか。また、平成 18 年 4 月前の身体拘束について記録を行っていなかった場合は、減算の対象となるのか。

- ・ 身体拘束の記録を行っていない日

： 平成 18 年 4 月 2 日

- ・ 記録を行っていないことを発見した日

： 平成 18 年 7 月 1 日

- ・ 改善計画を市町村長に提出した日

： 平成 18 年 7 月 5 日

(答) 身体拘束廃止未実施減算については、身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出し、これに基づく改善状況を 3 か月後に報告することになっているが、これは、事実が生じた月に改善計画を速やかに提出させ、改善計画提出後最低 3 か月間は減算するということである。

したがって、お尋ねのケースの場合、改善計画が提出された平成 18 年 7 月を基準とし、減算はその翌月の同年 8 月から開始し、最短でもその 3 か月後の 10 月までとなる。

なお、身体拘束廃止未実施減算は、平成 18 年 4 月から新たに設けたものであることから、同月以降に行った身体拘束について記録を行っていない場合に減算対象となる。

Q&A（平成 30 年 3 月 23 日 問 87・問 117）

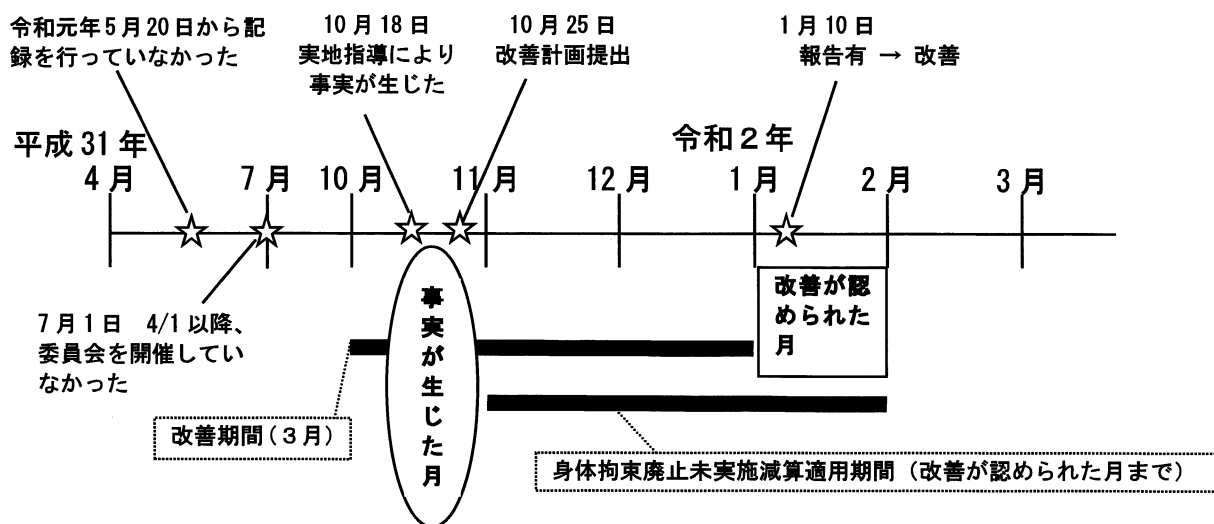
（問） 身体拘束廃止未実施減算について

新たな基準に追加された体制をとるための準備が必要であると考えられるが、何時の時点から減算を適用するか。

（答） 施行以後、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの 3 ヶ月の間に指針等を整備する必要があるため、それ以降の減算となる。

3 身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方（例示）

① 「事実が生じた月」と「改善計画の提出月」が同月内の場合



○ 令和元年5月20日 【身体拘束の記録を行っていないかった】



○ 令和元年7月1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための身体拘束等の適正化のための委員会（3月に1回）を開催していません】



○ 令和元年10月18日 【実地指導】

例外的に身体拘束等を行う要件には合致するが令和元年5月20日から記録を行っていないかったこと、平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会（3月に1回）を開催していませんことを発見（→直ちに記録を行うよう指導）
⇒翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導



○ 令和元年10月25日 【改善計画の提出】

事実が生じた月（10月）



○ 令和元年11月1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】



事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する

○ 令和2年1月1日 【事実が生じた月（10月）から3月後】



事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする

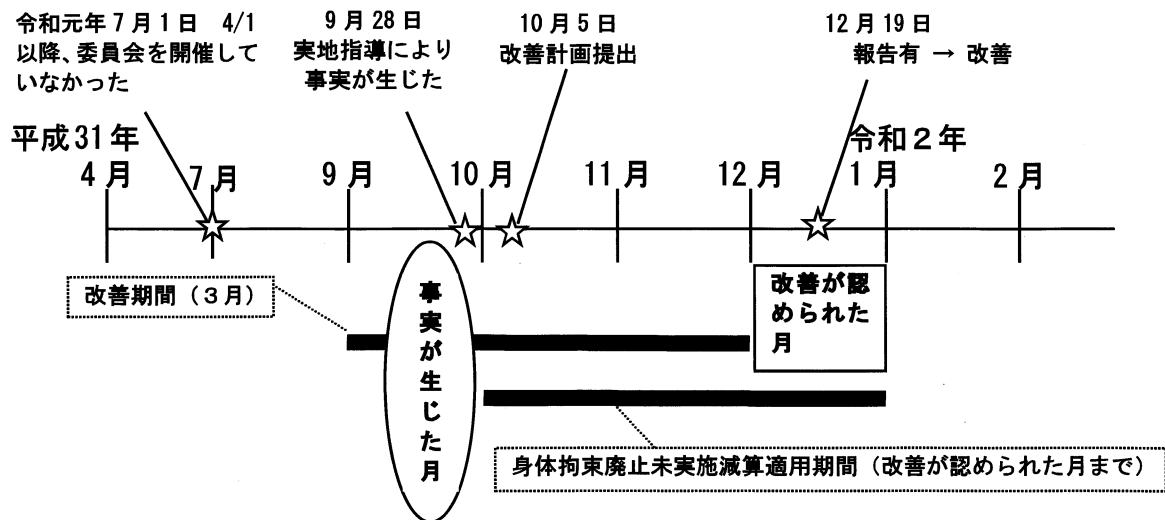
○ 令和2年1月10日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】



改善が認められた月（1月）

○ 令和2年1月31日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

② 「改善計画の提出月」が「事実が生じた月」の翌月の場合



○ 令和元年7月1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための身体拘束等の適正化のための委員会(3月に1回)を開催していなかった】

○ 令和元年9月28日 【実地指導】

平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会を開催していなかったことを発見

⇒ 翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導

事実が生じた月(9月)

○ 令和元年10月1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する

○ 令和元年10月5日 【改善計画の提出】

○ 令和元年12月1日 【事実が生じた月(9月)から3月後】

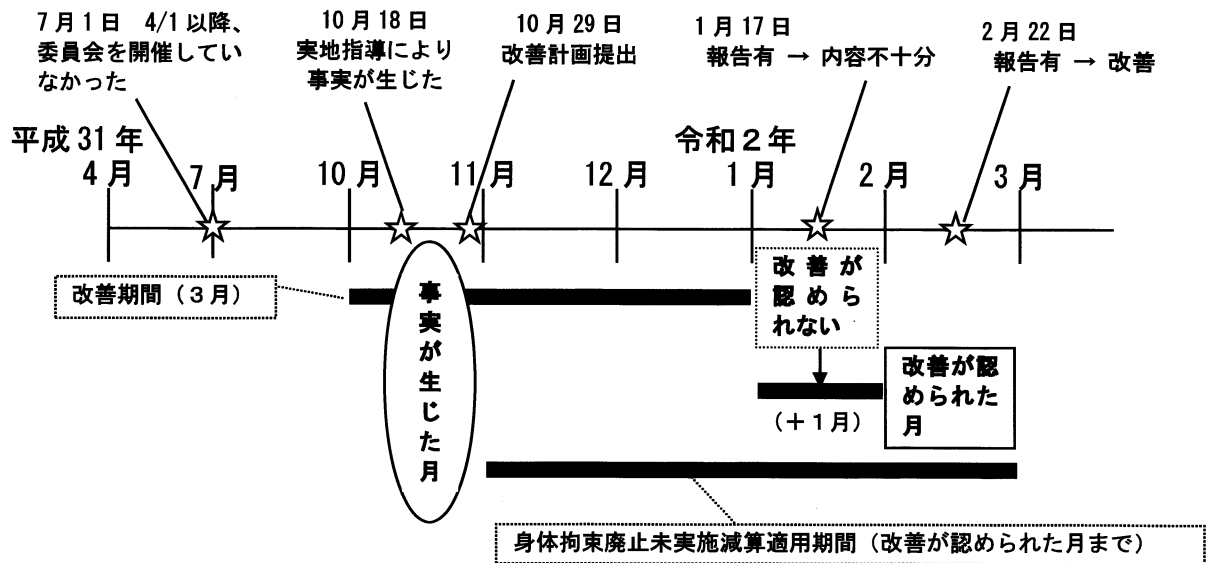
事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする

○ 令和元年12月19日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】

改善が認められた月(12月)

○ 令和元年12月31日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

③ 事実が生じた月から3月後においても改善が認められない場合



○ 令和元年 7月1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会(3月に1回)を開催していなかった】

○ 令和元年 10月18日 【実地指導】
平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会を開催していなかったことを発見
⇒ 翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導

○ 令和元年 10月29日 【改善計画の提出】

事実が生じた月(10月)

○ 令和元年 11月1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する

○ 令和2年 1月1日 【事実が生じた月(10月)から3月後】

事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする

○ 令和2年 1月17日 【改善状況の報告によっても改善されたことを確認できなかった】※改善状況の報告がない場合も同様

事実が生じた月の翌月からの減算は継続

○ 令和2年 2月22日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】

改善が認められた月(2月)

○ 令和2年 2月28日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

福 介 第 2294 号

令和 3 年 9 月 9 日

地域密着型サービス事業者 様

寝屋川市福祉部高齢介護室

課 長 出 野 純 一

地域密着型サービス利用に係る条件について（再周知）

平素は、本市の高齢者福祉施策の推進にご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 3 月 25 日付け保介第 3291 号にて通知いたしました件につきまして、別紙のとおり再周知いたします。

〒572-8566 寝屋川市池田西町 24 番 5 号

寝屋川市福祉部高齢介護室

給付担当：田中

TEL：072-838-0518/FAX:072-838-0102

Email:kaigo@city.neyagawa.osaka.jp

平成 25 年 3 月 25 日

地域密着型サービス事業者 様

寝屋川市保健福祉部高齢介護室

室 長 藤 本 財 久

地域密着型サービス利用に係る条件について（通知）

平素は、本市の保健福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、他市の被保険者の方の利用申込に関しましては、介護保険法第 78 条の 2 第 8 項に基づき、利用条件を附させていただいているところではありますが、この度、新たに内容について見直しを行い、下記(3)の条件を追加いたしましたので、ご確認頂きますようよろしくお願いいたします。

記

1 条件

- (1) 基本的には、住所変更等を行うのではなく、現在の保険者から指定を受けること（指定同意の依頼をしてもらうこと）。
- (2) やむを得ず住所変更をする場合は、寝屋川市の被保険者になって 3 ヶ月以上経過していること。

※ なお、他市から直接事業所に住所変更をすることは従前どおり認めないこととします。

- (3) 本市の被保険者となって居住歴は 3 ヶ月未満であるが、2 親等以内の親族が市内に 1 年以上居住している場合であって、市と事前協議の上、利用の必要性が認められた者であること。

2 適用

平成 25 年 4 月 1 日以降に相談・申込があった方から適用とします。

【お問合せ先】寝屋川市保健福祉部高齢介護室

給付担当（担当：吉本）TEL:072-838-0518

E-mail:kaigo@city.neyagawa.osaka.jp